

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「抵抗器及び電子回路の製造を通じて社会に貢献する」ことを経営の基本方針とし、当社のすべての利害関係者との良好な関係を維持、発展させたいと考えております。この様な基本方針のもと、迅速で適切な意思決定と業務執行に対する監督機能の充実に図り、経営の透明性を高めるべくコーポレート・ガバナンスを推進しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送等】

当社は、招集通知の早期発送については今後の検討課題といたします。また、招集通知を発送するまでの間に自社のウェブサイト等により電子的に公表することについても今後の検討課題といたします。

【補足原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

議決権の電子行使については、当社の株主数や議決権行使状況、費用等を考慮し、導入の必要性は現状では低いと考えております。招集通知の英訳についても、外国人持株比率が低いことから、現状では必要性が低いと考えております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、「抵抗器及び電子回路の製造を通じて社会に貢献する」ことを経営の基本方針としております。グループ会社各社の方針を毎期策定し、期初において、グループ会社各社毎に売上高や経常利益の数値目標を立てて活動指針としております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬については、株主総会の決議により報酬総額の上限を決めております。各取締役の報酬額は、代表取締役が適切に決定しております。

(4)取締役選任の方針は、コーポレート・ガバナンスを踏まえた会社経営に関する役割、責務を十分に果たし得る人材を選任することとしております。取締役の選任手続きは、担当取締役が適切な人材を代表取締役に推薦し、代表取締役が適任であると判断した場合、取締役会に諮り同意を得たうえで、株主総会において選任しております。監査役候補者については、監査役としての幅広い知識や経験を有する人物を、監査役会の同意を得て指名しております。

(5)取締役・監査役の各候補者の経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

英語での情報開示・提供については、外国人持株比率が低いことから、現状では必要性が低いと考えております。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社は、現在自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入していませんが、業績連動や自社株報酬などインセンティブの仕組みについて、今後必要に応じて検討いたします。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は1名ですが、2名以上または3分の1以上の独立社外取締役の選任については、当社の規模等を考慮しつつ、中長期課題として検討いたします。

【補充原則4-10-1 独立社外取締役による諮問委員会の設置】

当社では、任意の諮問委員会の設置は必要なく、現行の仕組みで取締役会の機能の独立性、客観性、説明責任は適切に機能していると考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では、取引先等との安定的な取引関係の維持、強化を図るため当該取引先の株式を有しております。また、保有の合理性については、取締役会で保有の是非について検討しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の売上、仕入取引については、原則として一般取引先と同様な条件としております。その他の重要な取引については、その都度取締役会で検討、承認しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する責任の範囲】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項について決定を行うと共に、取締役会規定において決議事項及び報告事項を定めております。取締役等の職務の委嘱については、取締役会で具体的な職務の委嘱内容を決定しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役の選定においては、会社法及び金融商品取引所が定める独立基準に合致した人物を選任の判断基準としております。また、取締役会において率直、活発で建設的な意見を述べる事ができる候補者を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役の選任に関する方針・手続き】

当社では、取締役の選任にあたっては「管理部門、技術部門及び生産部門等のバランス」を考慮しております。取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3 - 1(4)に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社では、取締役及び監査役の他社での兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書で毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の評価・分析に関しての手続き及び開示に関する概要について、今後の課題としております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

社外取締役については、就任時に当社の会社概要や会社の現状について説明しております。社内取締役、監査役については役員、監査役に求められる役割と責務等を理解するための機会を、社内外のセミナー等を利用して提供しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主、投資家に正確な情報を公平に提供し、建設的な対話を行うために社長室を中心に、総務部、経理部やその他の部門との連携を図り、投資家に向けた情報開示の充実に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木村 準	176,500	14.23
今井 芳範	45,163	3.64
株式会社富山銀行	38,000	3.06
株式会社北陸銀行	37,800	3.05
日本抵抗器関連会社従業員持株会	33,662	2.71
伊藤 満	26,500	2.14
日本証券金融株式会社	21,900	1.77
日本抵抗器取引先持株会	21,475	1.73
松井証券株式会社	20,300	1.64
日抵従業員持株会	21,475	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
今井 治	他の会社の出身者													
今井 芳範	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 治			同氏は、経営者として幅広い活動をされており、他業種の動向等も詳しく、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。
今井 芳範			同氏は、豊富な経験から国内外の電機メーカーの市場動向に詳しく、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分役割を果たしていただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ内部統制室を設けております。内部統制室は年間内部監査計画に基づき業務監査を実施し、内部監査の結果は監査役会にも報告され、監査役監査との連携を図っております。

監査役監査は監査役会で監査の方針、職務分担等を定め、各監査役が監査し、また、常勤監査役は計算書類の受療時は会計監査人と定期会合を持ち、必要に応じて監査の方法等について打ち合せを持っております。

子会社については、子会社の内部監査を定期的に行ない、経営指導を行なう他、監査役に報告し、グループ全体の経営効率の向上を図るものとしております。

社外監査役の主な活動は、月1回の取締役会、監査役会に出席し、取締役会においては業務の執行状況報告等に対する確認を行っております。

また、法令、定款違反、その他のコンプライアンス上の問題について監査役会に報告され、連携体制を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀越 直子	他の会社の出身者													
白田 幸春	その他													
石崎 武	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀越 直子			同氏は、幅広い知識を当社の監査に反映していただけると判断したためであります。
白田 幸春			同氏は、中国、ASEANマーケットにおける電機メーカーの市場動向に詳しく豊富な経験を有していることから、職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

石崎 武		企業経営に関わりを持ったこれまでの豊富な経験、知見を有していることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監査等に充分役割を果たしていただけると判断したためであります。
------	--	--

### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の経営規模、現状等を総合的に判断の上、取締役へのインセンティブは採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬は取締役5名(社外取締役を含む)に対し2千5百万円であります。取締役への支払額には使用人兼務役員の使用人分給とは含まれておりません。連結報酬等の総額が1億円以上の者はありません。監査役に支払った報酬は監査役4名に対し3百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、公平かつ適正に定めることを目的として役職、職責により社内規定に従い月額固定給としております。なお、取締役のインセンティブ付与に関する施策については、当社の会社の規模、現状等を総合的に判断して、その時期ではないと考えております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりません。社内取締役と併せて社長室がサポートしております。社外監査役に専従スタッフは配置しておりません。社内監査役と併せて社長室がサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会設置会社であり、監査役会制度を採用しております。

当社の取締役会は毎月1回開催され、そこでは法令に定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定しております。当社の取締役は、当社グループ全社の取締役と合同で毎月1回開催される経営会議に出席し、生産、販売、研究開発における経営全体の状況を把握し、意思決定を迅速に行なっております。取締役の選任については当社の将来展望、事業の特徴等を勘案し、企業体制の強化を最大の選任基準としております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役と当社との利害関係はありません。

なお、当社は企業経営及び日常業務に関して、弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて経営判断上の参考のための助言、指導を適宜受けられる体制を採っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営規模、コンプライアンスへの取り組み機能等総合的な判断で、社外監査役3名でガバナンス体制は確立できるものと考えております。

社外監査役は独立した立場から、客観的な視点に基づき当社の経営を監査しております。また、毎月開催の監査役会に出席する他、随時取締役会へも出席し、豊富な経験と高い見識により、議案審議等において中立、公正な立場より適宜発言を行っております。

監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署との社内連携体制を確保するものとしております。

取締役はグループ会社において、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告することを含めております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組みとして、一般個人株主が出席しやすい雰囲気作り等を心がけております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの財務情報サイトに「決算短信」を掲載しております。 「有価証券報告書」についてはEDINETの閲覧案内を掲載しております。	
その他	当社のホームページに、代表取締役社長が年頭所感等で弊社の経営状況、見通し等を報告しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001に基づき環境方針を定め、環境マネジメントによる環境保全活動を行なっております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、財務報告に係わる内部統制の評価を信頼性のあるものとして、構築、維持していくことを目的に、基本方針及び基本計画書を定め、組織として内部統制室を設けることを取締役会で決議しております。この決議に基づき内部統制システムの整備、構築及び適用を推進しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

該当事項はありません。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現状では具体的な買収防衛策は導入していません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

